

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第11号

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年秋田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第8条に次の1項を加える。

4 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。

(3) 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の子どもによる前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の認定こども園の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。

(4) 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、子どもの心身に有害な影響を与える行為をすること。

第9条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車および降車の際に、点呼その他の当該子どもの所在を確実に把握することができる方法により、当該子どもの所在の確認を行うこと。

(6) 子どもの通園を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号の規定による所在の確認（子どもの降車の際に行うものに限る。）を行うこと。

附則第5項中「附則第8項および附則第9項」を「附則第9項および附則第10項」に改める。

附則第6項中「次項および附則第9項」を「附則第8項および附則第10項」に改める。

附則第9項の表附則第6項の項の次に次のように加える。

附則第7項	第5条第2項第1号の規定により教育保育従事職員となることのできる登録を受けた者	看護師等
-------	---	------

附則第9項の表附則第7項の項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同表附則第8項の項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 第5条第2項第1号の規定により教育保育従事職員となることのできる登録を受けた者は、当分の間、1人に限り、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項および附則第10項において「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師

等が保育を行うに当たって当該認定こども園の登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例第9条第6号の規定の適用については、認定こども園において子どもの通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、子どもの通園を目的とした自動車を運行する認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。